

一般社団法人至誠会「基礎医学研究助成 渡辺慶子賞」規則

第1条 一般社団法人至誠会 基礎医学研究助成 渡辺慶子賞（以下、「本賞」という。）は、平成26年10月23日に寄付された故渡辺慶子氏のご遺産および平成28年1月22日に寄付されたご夫君渡辺光治氏からのご寄付を基金とし、女性の基礎医学研究者の人材育成及び研究資金の助成を目的とする。

第2条 渡辺慶子賞の英文表記は、
SHISEIKAI Scholarship Fund for basic researcher of medical
science, Keiko Watanabe Award. とする。

第3条 本賞の授与は、毎年2名までとする。

第4条 本賞の助成金授与額は、原則、一人あたり100万円とする。

第5条 申請資格は、申請締切時に大学、医療機関等に常勤で在籍する原則60歳未満の女性基礎医学研究者とする。
前各号の規定に係わらず、本賞の受賞歴がある者、一般社団法人至誠会正会員でない東京女子医科大学医学部卒業生については、申請資格を有しない。

第6条 申請に必要な書類は次のとおりとする。

（1）申請書

- ・倫理審査等の必要性およびCOIの有無について明記する
- ・COI有の場合は別紙に記載する
- ・倫理審査等が必要な場合、すでに取得済みか、申請中か、申請予定かを明記する
- ・申請中、申請予定の場合、受賞日までに承認が得られていない場合は助成を延期または取り消すことがある
- ・申請者が倫理審査等を不要と判断した場合でも審査委員会が必要と判断した場合には申請書の再記載を求めることがある
- ・COIおよび倫理審査については第10、11条に明記した

（2）履歴書（写真貼付）

（3）研究に関する自著論文（責任著者を含む）5編以上

第7条 申請受付期間は、毎年2月1日から3月末日までとする。

第8条 選考委員会、結果通知、助成金授与は次のとおりとする。

- (1) 選考委員会は、毎年4月に開催する。
- (2) 選考委員会は、申請書を審議のうえ被授与者を選定し、一般社団法人至誠会（以下、「当会」という。）の理事会に報告する。
- (3) 被授与者への結果の通知は、選考委員会開催後7日以内に行うものとする。
- (4) 助成金の授与は、6月末日までに行うものとする。

第9条 被授与者は、次に掲げる義務を負う。

- (1) 被授与者は、授与式に必ず出席（WEB開催の場合は、当日傍聴）しなければならない。欠席する場合は事前に、代理人が出席（WEB開催の場合は、当日傍聴）する旨を本会に報告する。
当日、本人もしくは代理人が欠席した場合、助成金授与を辞退したものとみなす。
- (2) 被授与者は翌年に行われる前年度受賞者講演会での講演の義務を負う（6月第3週土曜日）
本人の出席が叶わない際は代理人が発表する。その講演に研究倫理審査承認番号とCOIを開示する。
- (3) 被受賞者は、本受賞金授与の翌年8月末までに本賞による研修・研究に関する報告書（論文形式2,000字～2,500字）を提出し、これが機関誌『女醫界』に掲載されることを承諾する。報告書には必ず研究倫理審査承認番号とCOIを明記する。
- (4) 被授与者は、本助成金授与後2年以内に、本賞による研修・研究であることを明記した論文のPDFファイルおよび別刷3部を提出し、当該報告書・論文を当会の機関誌『女醫界』に掲載される場合、これを承諾する。
- (5) 本賞で購入した機器等は、被授与者の所属機関に寄贈するものとする。

第10条 次のいずれかに該当する時は、給付した助成金の返還を求める。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の給付を受けたことが判明したとき
- (2) 助成金をその目的以外に使用したとき
- (3) 第9条に定める被授与者の義務を怠ったとき
- (4) 助成金授与後、6カ月に満たない期間で申請時の勤務先から異動した場合は、異動日から6カ月以内に助成金額の半額を返還、翌年の社員総会での研究発表及び論文への謝辞記載を承諾する。
- (5) その他、本助成金の被授与者として妥当ではないと当会が判断する事実があったとき

第11条 COI開示

- (1) 申請者は、本助成の対象となる研究に関連して、金銭的利益関係その他の利益相反が存在する場合、COI自己申告書によりその内容を申告しなければならない。
- (2) 前項のCOIには、次に掲げるものを含む。
 - 1. 研究資金の提供元との間の雇用、役員就任、株式保有等の関係
 - 2. 研究成果の利用・製品化等に関して金銭的利益を得る可能性のある関係

3. 前各号に準ずるものとして選考委員会が必要と認めるもの

- (3) COI の存在は、そのみをもって直ちに採否を左右するものではない。選考委員会は、開示内容を確認の上、研究の公正性に影響を及ぼすおそれがあると判断した場合に限り、追加の説明を求め、または選考上考慮することができる。
- (4) 虚偽の申告または申告を怠ったことが判明した場合、財団は採択の取消し、助成金の返還を求めることができる。

第12条 倫理審査

- (1) 申請者は、次の各号のいずれかに該当する研究を実施しようとする場合、当該研究について所属機関の倫理審査委員会等（以下「倫理委員会」という。）の承認を得なければならない。
 - 1. ヒトを対象とする調査、観察、介入または実験を伴う研究
 - 2. 個人情報または個人に関するデータを取り扱う研究
 - 3. 動物実験を伴う研究
 - 4. その他倫理的配慮を要すると本会が認める研究
- (2) 申請時点において前項の承認を得ていない場合であっても、審査中であることを申告した上で応募することができる。ただし、採択された場合は、交付決定日までに承認日時、番号を事務局に報告の義務を負う
- (3) 交付決定日までに承認が得られない場合、本会は助成交付を留保、または取り消すことができる。

第13条 この規則の改廃は、業務執行理事会において決議し、理事会の承認を得て行う。

平成 30 年 10 月 25 日	定例理事会	承認
令和 3 年 7 月 29 日	定例理事会	改定・承認
令和 4 年 5 月 26 日	定例理事会	改定・承認
令和 6 年 12 月 26 日	定例理事会	改定・承認
令和 8 年 8 月 27 日	定例理事会	改定・承認